

●令和7年度の保育園等保育料

(制度変更等により、内容が変更する場合があります。)

4～8月分の保育料は、令和6年度の町民税の課税状況により決定し、9月分以降は令和7年度の町民税の課税状況により決定します。

表1 保育料月額(基準額表)

令和6年9月1日現在

| 階 層 | | 3号認定 | |
|-----|--|-----------------|-----------------|
| | | 0歳児 | 1・2歳児 |
| | | 標準時間認定 (短時間認定) | |
| 1 | 生活保護等世帯 | 0 (0) | 0 (0) |
| 2 | 1階層を除き、町民税非課税世帯 | 0 (0) | 0 (0) |
| 3 | 現年度分(保育料4月分から8月分までは、前年度分の町民税課税の世帯であって、その町民税額が次の区分に該当する世帯 | 町民税所得割非課税世帯 | 7,900 (3,900) |
| 4 | 町民税所得割課税額 48,600 円未満 | 9,600 (5,600) | 7,700 (3,700) |
| 5 | 48,600 円以上 71,000 円未満 | 17,200 (13,200) | 9,200 (5,200) |
| 6 | 71,000 円以上 97,000 円未満 | 25,300 (21,300) | 16,400 (12,400) |
| 7 | 97,000 円以上 169,000 円未満 | 34,900 (30,900) | 24,400 (20,400) |
| 8 | 169,000 円以上 207,000 円未満 | 42,500 (38,500) | 34,000 (30,000) |
| 9 | 207,000 円以上 301,000 円未満 | 43,600 (39,600) | 41,600 (37,600) |
| 10 | 301,000 円以上 | 47,500 (43,500) | 42,800 (38,800) |
| | | | 46,600 (42,600) |

【3歳以上児(4月1日時点)の保育料について】
「幼児教育・保育の無償化」の実施により、保育料は0円です。
※祝日保育料は標準時間認定児、短時間保育認定児ともに有料
※標準時間認定児における延長保育料は無料、短時間保育認定児における延長保育料は有料

- 注1 2階層から10階層における税額の算定には都道府県、市町村又は特別区、共同募金会、日本赤十字社、市町村の条例に定める住民の福祉に寄与するものに対する寄付金への税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額、配当控除、退職金及び住宅借入金等特別控除は適用されません。
注2 平成30年度より県から指定都市への税原移譲が行われておりますが、保育料は税原移譲前の市民税を用いて計算します。
注3 2歳児が年度途中で3歳になった場合でも、年度末までは2歳児の保育料をご負担いただきます。

表2 兄弟入所の保育料軽減

| 世帯区分 | 園児区分 | 保育料額 (10円未満は切り捨て) |
|--|--|----------------------|
| (1) 下記(2)、(3)以外の世帯で保育園等に兄弟同時入所している世帯(第1階層の世帯を除く) | ア 最も年齢の高い児童(最も年齢の高い児童と同じ年齢の児童が1人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。以下、(2)ア及び(3)アにおいて同じ。) | 表1に定める額 |
| | イ 2番目に年齢の高い児童 | 表1に定める額の1/2 |
| | ウ 上記ア・イ以外の児童 | 0円 |
| (2) 所得割課税合算額57,700円未満の多子世帯 | ア 保育園入園児が第1子に該当する場合 | 表1に定める額 |
| | イ 保育園入園児が第2子に該当する場合 | 表1に定める額の1/2 |
| | ウ 保育園入園児が第2子に該当し、アに該当する兄弟と同時に入所している場合 | 0円(標準時間認定者は2,000円) |
| | エ 保育園入園児が第3子以降に該当する場合 | 0円 |
| (3) 所得割課税合算額77,101円未満のひとり親世帯等 | ア 保育園入園児が第1子以降に該当する場合 | 0円 |

- 注1 就学前の兄弟が町立保育園ではなく、幼稚園・認定こども園に通園している場合、または特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、児童心理治療施設通所部、家庭の保育事業、及び企業主導型保育事業等を利用している場合も兄弟減額の対象となります。(要届出。)
注2 0,1,2歳児の園児について、18歳未満の兄弟姉妹がいる場合で年齢が上から数えて第三子以降のときは、保育料は0円となります。※表2(2)、(3)以外の世帯のみ(要届出。届出がない場合は適用されません。)
注3 平成28年4月から、多子世帯等に係る保育料軽減対象を拡大しました。表2(2)及び(3)に該当する場合の多子計算は、生計を一にし、保護者に監護されている者(例:中学生や小学生の兄弟等)を、年齢が高い順に「第1子」、「第2子」と数え、保育園入園児が該当する児童順位に応じた保育料を徴収します。
※表2(1)に該当する世帯は通常通り保育園に入園している園児の人数で多子計算の算定を行います。

○延長保育料 (延長保育の利用料は、通常保育料が無料の場合でも必要となります。)

| 区分 | 利用時間 | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
|-----------------------|--------------|-------------|-----------|
| 月～土曜早朝 | 午前7時30分～午前8時 | 無料(申請書提出のみ) | |
| 月～土曜延長※ (短時間保育認定者) | 午後4時～午後5時 | 月額 1,000円 | |
| | 午後4時～午後6時 | 月額 2,000円 | |
| | 午後4時～午後7時 | 月額 4,000円 | |
| 祝日保育 | 午前7時30分～午後4時 | 日額 2,000円 | 日額 1,000円 |
| | 午前7時30分～午後6時 | 日額 2,500円 | 日額 1,500円 |

- ※1階層世帯、2階層世帯、表2(1)ウに該当する児童は0円となります。
※表2(1)イに該当する短時間認定の児童の延長保育料は午後7時までの利用の場合、月額2,000円となります。
※表2(2)及び(3)に該当する児童の延長保育料は保育料の軽減割合に準じ、それぞれ1/2または無料となります。(表2(2)ウの場合のみ1/2とする)
※表2の注2に該当する児童の延長保育料は0円となります。
※夢ハウスめぐり保育園、あしたのすき保育園、東ヶ丘幼稚園での早朝・延長保育料は各施設にお問い合わせください。